

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

ページ

○介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課) 一

### 告 示

(産業人材対策課)

○平成二十八年宮城県准看護師試験の実施 (医療整備課) 三

○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧(二件) (林業振興課) 三

○道路の区域変更(二件) (道路課) 四

○道路の供用開始 (同) 四

○一級河川北上川水系両磐圏域河川整備計画の公表 (河川課) 五

○建築士免許の取消し (建築宅地課) 五

### 公 告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 六

### 正 誤

○宮城県公報第二六六二号(平成二十七年六月二日付け)中 六

## 規 則

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十三号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十二年宮城県規則第百十九号)の一部を次のように改

正する。

第十四条第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十四号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「書類」の下に「又はその写し」を加える。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (その1) (第10条関係)

※の欄は記入しないこと。

※区分 普通 (推薦・一般)、短期

※受験番号

写真貼付け欄

入学願書 A

正面上半身  
撮影3か月以内  
縦4cm×横3cm  
(写真の裏面に  
氏名を記入)

記入日 年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 殿

貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

第1希望科名

科

第2希望の有無  
(普通課程一般選考のみ記入)

有・無

※第2希望がある方は、入学願書Bも提出してください。

ふりがな

本人の自署

性別 男・女

生年月日 年 月 日生

年齢 ( ) 歳

ふりがな住所

本人の自署

性別 男・女

合否の連絡先  
(現住所と異なる場合)

電話 ( )

卒業年月日

最終学歴

学校名

学科名

卒業年月日

卒業  
中退  
卒業見込

職歴の有無 (推薦の場合は、記入不要)

有・無

未成年の場合の保護者記入欄

ふりがな

保護者の自署

本人との関係

ふりがな住所

保護者の自署

本人との関係

宮城県収入証紙貼付け欄  
普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料2200円の  
宮城県収入証紙を貼り付けてください。

※公共職業安定所記入欄

取扱い公共職業安定所名

受講指示・受講推薦・支援指示

受付印

(No. )

(注) 入学願書は、返却しません。

様式第2号 (その2) (第10条関係)

※の欄は記入しないこと。

※区分 普通課程 一般

※受験番号

写真貼付け欄

入学願書 B  
(第2希望出願用)

正面上半身  
撮影3か月以内  
縦4cm×横3cm  
(写真の裏面に  
氏名を記入)  
第1希望と同じ  
校の場合は不要

記入日 年 月 日

宮城県立 (第2希望の校) 高等技術専門校長 殿

貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

第2希望科名

科

ふりがな

本人の自署

性別 男・女

生年月日 年 月 日生

年齢 ( ) 歳

未成年の場合の保護者記入欄

ふりがな

保護者の自署

本人との関係

(備考)

- この願書は、入学願書Aと併せて、第1希望科の高等技術専門校へ提出してください。
- 第1希望科と第2希望科が同じ高等技術専門校である場合は、写真の貼付けは不要です。

※公共職業安定所記入欄

取扱い公共職業安定所名

受講指示・受講推薦・支援指示

受付印

(No. )

(注) 入学願書は、返却しません。

様式第三号中「色 神 正・弱・耳」を

「色 覚 正常・異常 ( )」に

「間接胸部 X 線 所見：無・有 ( ) (具体的な内容を記載すること。)」を

「胸部 X 線 所見：無・有 ( )」に

「内部疾患 伝染病 無・有 ( )」を 「主 既往症 無・有 ( )」に

「主 既往症 無・有 ( )」に

「その他特記事項」を 「就業上の注意事項」に

「就業上の注意事項 その他所見」を 「その他所見」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 備考
- 1 聴力又は色覚に異常があった場合は、その具体的内容を記入すること。
  - 2 胸部 X 線の所見が有の場合は、その具体的内容を記入すること。
  - 3 主な既往症が有の場合は、その疾病名及びり患時の年齢を記入すること。

附 則 (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に職業能力開発校への入学を希望する者が、当該職業能力開発校の一の

訓練科のみへの入学を希望する場合には、改正前の職業能力開発校規則の規定による様式第二号については、当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

### 告 示

○宮城県告示第八百八十一号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成二十八年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

平成二十九年二月九日(木)

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市若林区卸町二丁目十五番地の二 仙台卸商センター産業見本市会館「サンフェスタ」

三 受験願書受付期間

平成二十八年十一月二十五日(金) から同年十二月一日(木) まで(当日消印有効)

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班(電話〇二二二二二二二六二一五)

○宮城県告示第八百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務

所

三 縦覧期間

平成二十八年十月二十八日から平成二十八年十一月二十八日まで

○宮城県告示第八八八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区画の名称

宮城北地域森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十八年十月二十八日から平成二十八年十一月二十八日まで

○宮城県告示第八八八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 仙台松島線

三 道路の区域

変更の区間

変更の敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）

宮城県利府町春日字二ツ石四番二地先から  
同郡同町春日字柳沢三一番一地先まで

前	六一・〇〇	三〇七・〇
後	七〇・〇〇	三〇七・〇

○宮城県告示第八八八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 仙台松島線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）	
前	後	前	後	前	後	前	後
宮城県利府町利府字八幡崎前三二番二地先から	同郡同町利府字新大谷地三〇番三地先まで	二二・四〇	二二・四〇	三三・七〇	四四・九〇	五八四・三〇	五八四・三〇

○宮城県告示第八八八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県利府町利府字八幡崎前三二番一地先から同郡同町利府字新大谷地三〇番三地先まで	平成二十八年十月二十八日

○宮城県告示第八百八十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川北上川水系阿磐圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所においてこれを公表する。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百八十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十八年十月二十日	大友 小四郎	二級建築士	第二千十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	梅津 和多利	二級建築士	第二千十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	岡崎 栄藏	二級建築士	第二千二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	佐久間 寿良	二級建築士	第二千二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	菊地 健治	二級建築士	第二千二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	井上 要造	二級建築士	第二千二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	堀口 倉治	二級建築士	第二千三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	赤井 栄太郎	二級建築士	第二千四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	菅野 林吉	二級建築士	第二千五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	阿部 正助	二級建築士	第二千六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	松本 久一	二級建築士	第二千七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	澁谷 洋太	二級建築士	第二千七十九号	建築士法第九条第一項

十日	郎	二級建築士	第二千八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	佐藤 豊治	二級建築士	第二千九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	加藤 利三郎	二級建築士	第二千九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	伊深 長七	二級建築士	第二千二百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	庄子 熊次郎	二級建築士	第二千百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	八島 武次郎	二級建築士	第二千百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	今藤 福治	二級建築士	第二千二百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	山岸 忠吉	二級建築士	第二千二百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	大柳 正	二級建築士	第二千百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	鈴木 留五郎	二級建築士	第二千百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	小川 勘治郎	二級建築士	第二千百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	及川 武一	二級建築士	第二千百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	糟谷 清治郎	二級建築士	第二千百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	白出 博	二級建築士	第二千百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	浮津 力	二級建築士	第二千百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	笠原 源三郎	二級建築士	第二千百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	阿部 常七	二級建築士	第二千百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	會沢 春吉	二級建築士	第二千百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	内山 由松	二級建築士	第二千二百二二二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	佐々木 東	二級建築士	第二千二百五五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	千葉 民作	二級建築士	第二千二百八八号	建築士法第九条第一項

十日					第三号に該当するため
平成二十八年十月二十日	小川 清七	二級建築士	第二千二百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	及川 政雄	二級建築士	第二千二百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	峯井 亀一郎	二級建築士	第二千二百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	高橋 林之助	二級建築士	第二千二百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	吉田 豊吉	二級建築士	第二千二百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	佐藤 友助	二級建築士	第二千二百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	渡辺 慶助	二級建築士	第二千二百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	千葉 盛治	二級建築士	第二千二百五十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	葛岡 照雄	二級建築士	第二千二百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	板垣 学	二級建築士	第二千二百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	岩淵 春三	二級建築士	第二千二百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	佐々木 多利衛	二級建築士	第二千二百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	寺山 丹治	二級建築士	第二千二百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	
平成二十八年十月二十日	清野 徳治	二級建築士	第二千二百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため	

公 告

○県営多田川左岸地区土地改良事業農地整備事業計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月二十八日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
県営多田川左岸地区土地改良事業農地整備事業変更計画概要書

二 縦覧期間  
平成二十八年十月二十八日から平成二十八年十一月二十九日まで

三 縦覧場所  
大崎市役所及び加美町役場

四 意見書の提出について

- 提出期限 平成二十八年十一月二十九日
- 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。  
送付先 〒九八九一六一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一  
電子メールアドレス nhinnbks@pref.miyagi.jp
- 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- その他 電話による意見はお受けできません。

正 誤

○宮城県公報第二六六二号（平成二十七年六月二日付け）中  
ページ 下 段 行 正 誤  
九 前 九 〇 四 一 〇 二 〇 〇 五 三 九  
〇 四 二 〇 二 〇 〇 六 二 八